

自治基本条例の学習報告書を市長に提出（2013年3月）

過去、公共サービスは専ら「行政」が提供するものであり、「行政」イコール「公共」の領域はほぼ一致していました。しかし、近年少子高齢化の伴う「公共」の範囲の拡大と団塊世代職員の大量退職や経営資源の制約による「行政」の守備範囲の縮小により「行政」と「公共」の領域に明らかにズレが発生してきているのが現状となっています。このずれた領域を新たに「民間」（市民・NPO・企業）が担う取り組みが生まれてきています。

これを日本では「新しい公共」と呼び「行政」は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応し、その他の領域は「公共」と「民間」の多元的な協働によって提供して行こうという流れになりつつあります。しかし、この潮流はなかなか加速されることなく各地方自治体で協働ルールが作られているがなかなかその成果は顕著ではありません。これは単に協働ルールを作ればよいと言う単純な話ではなく、自治分権の深化と広がり認識した上での自治基本条例の制定と運用が不可欠と考えられます。そこで、当NPOが所属する吉川NPO連絡会ではほぼ1年をかけて自治基本条例の自主学習会を毎月実施してその報告書を2013年3月吉川市長に提出しました。

市民参加を徹底的に実現させ取り組みを実行している先進的な自治体では「協働」でもなく「市民参加」でもなく「市民自治」であるとしています。市民を市政運営の株主、ステークホルダーとして根付かせ、自治会等地区組織を単なる行政の下請けではない地域振興を担う自発的仕事創造組織に位置づけています。これには困難な組織改革を伴いますが市民をパートナーとして自治体経営に誘うことを徹底することが原点にあるとされています。困難ですが今後この「新しい公共」は全国至るところまちづくりの主流となることは間違いないでしょう。

自治基本条例学習会報告書（PDF2.31MB）